



Q: 出生届はどこに出しますか？

A: 「出生届」の出生証明書の部分(右側)は出産した病院のスタッフがかり、退院までにスタッフからわたされます。

「出生届」は出産後14日以内に赤ちゃんの名前を決めて、住んでいる場所の市区町村の役所に必ず提出してください。届け出のときには母子手帳と印鑑(はんこ)が必要です。出産育児一時金は、入っている健康保険の手続きをすればもらえます。

Q: 出産育児一時金とは何ですか？

A: 出産育児一時金とは、健康保険に入っている場合にもらえるおかねのことです。

妊娠4ヶ月(85日)以上で出産したあとにももらえます。金額は、ひとりの赤ちゃんにつき、だいたい50万円です。

(2023年)

手続きは、はいっている健康保険によってちがいます。健康保険組合、または会社の担当の人にきいてください。妊娠のとちゅうで健康保険をかえるときも、かならずきいてください。



Q: 出生届をどう提出しますか？

A: 出生届を提出する際は、出生届を提出する病院のスタッフがかり、退院までにスタッフからわたされます。

出生届を提出する際は、出生届を提出する病院のスタッフがかり、退院までにスタッフからわたされます。出生届を提出する際は、出生届を提出する病院のスタッフがかり、退院までにスタッフからわたされます。

Q: 出生届を提出する際に必要な書類は？

A: 出生届を提出する際は、出生届を提出する病院のスタッフがかり、退院までにスタッフからわたされます。

出生届を提出する際は、出生届を提出する病院のスタッフがかり、退院までにスタッフからわたされます。



